官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（原子力規制委一）　二
〔法規的告示〕
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（内閣府六）　二
○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第九号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を定める件の一部を改正する件（財務五一）　二
○経済産業大臣が独立行政法人情報処理推進機構の保有するＲａｐｉｄｕｓ株式会社の株式に係る議決権等の行使に関する同機構からの協議において同意をするかどうかを判断するための基準（経済産業八）　三
○気象測器の型式証明をした件（気象庁一）　三
〔その他告示〕
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一六九）　三
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一七〇）　四
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一七一）　四
○都市計画に関する件（関東地方整備局二七～三五）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
国営米沢平野緊急防災等工事計画の公告（農林水産省）　七
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示　七
（近畿運輸局最低賃金公示一、四国運輸局同一、神戸運輸監理部同一）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について　八
（厚生労働省）　八
除籍の一部が滅失した件　八
（法務省告示配二〇）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二六

規　則

○原子力規制委員会規則第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第六項の規定に基づき、原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月十七日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和二年原子力規制委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合） **第六条**　法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　（略） 三　その他申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当であると行政機関等が認める場合 2　前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から一週間以内にしなければならない。この場合における当該部分に係る書面等の提出については、行政機関等が支障がないと認めた場合に限り、他の法令の規定にかかわらず、当該書面等に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第十二条第一項において同じ。）を提出することにより行うことができる。	（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合） **第六条**　法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　（略） （新設） 2　前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から一週間以内にしなければならない。
（電磁的記録による作成等） **第十二条**　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体に記録する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 2　（略）	（電磁的記録による作成等） **第十二条**　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 2　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第六号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

「一般社団法人全国建設業協会」を「一般社団法人全国建設業協会　公益社団法人日本獣医師会」に、「一般社団法人ＡＮ－ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク」を「一般社団法人ＡＮ－ＣＯＭネットワーク」に改める。

○財務省告示第五十一号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第九号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を定める件（平成二十四年三月財務省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十七日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第九号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を定める件 株式会社国際協力銀行法第二条第九号に規定する財務大臣が定める外国の法人は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第九号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を定める件 株式会社国際協力銀行法第二条第九号に規定する財務大臣が定める外国の法人は、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］

六　外国政府等と連携し、海外で行われる事業（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進又は我が国の産業の国際競争力の維持若しくは向上に資するものに限る。）に必要な資金の提供を行う外国の法人	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（適用期日）

1　この告示は、公布の日の翌日から適用する。

（罰則に関する経過措置）

2　この告示の適用前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第八号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十九条第一項の規定を実施するため、経済産業大臣が独立行政法人情報処理推進機構の保有するＲａｐｉｄｕｓ株式会社の株式に係る議決権等の行使に関する同機構からの協議において同意をするかどうかを判断するための基準を次のように定め、令和八年二月十七日から施行する。

令和八年二月十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業大臣が独立行政法人情報処理推進機構の保有するＲａｐｉｄｕｓ株式会社の株式に係る議決権等の行使に関する同機構からの協議において同意をするかどうかを判断するための基準

第一条　経済産業大臣は、独立行政法人情報処理推進機構（以下単に「機構」という。）から、機構が保有するＲａｐｉｄｕｓ株式会社のＣ－１種種類株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第二項に基づきＲａｐｉｄｕｓ株式会社定款（以下単に「定款」という。）に定められたＣ－１種種類株式をいう。第三条において同じ。）の株主を構成員とする株主総会又はＲａｐｉｄｕｓ株式会社の株主総会において議決権を行使しようとする旨の協議があった場合において、その議決権の行使が半導体に関する政策目的の達成に資するものであると認めるときは、同意をするものとする。

第二条　経済産業大臣は、機構から、機構が保有するＲａｐｉｄｕｓ株式会社の拒否権付株式（会社法第百八条第二項に基づき定款に定められた拒否権付株式をいう。）の株主を構成員とする株主総会（以下この条において「拒否権付株式種類株主総会」という。）において当該拒否権付株式種類株主総会の決議事項を否決又は当該拒否権付株式種類株主総会を欠席若しくは棄権しようとする旨の協議があった場合において、当該決議事項が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合すると認めるときは、同意をするものとする。

一　当該決議事項を可決することにより、経済安全保障上の懸念が生じると認められること。

二　前号に該当しない場合であって、当該決議事項を可決することにより、半導体に関する政策目的の達成が困難になる懸念が生じると認められること。

第三条　経済産業大臣は、機構から、機構が保有するＲａｐｉｄｕｓ株式会社のＣ－２種種類株式（会社法第百八条第二項に基づき定款に定められたＣ－２種種類株式をいう。以下この条において同じ。）をＣ－１種種類株式に転換しようとする旨の協議があった場合において、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、同意をするものとする。ただし、当該協議が、Ｒａｐｉｄｕｓ株式会社の株主のうちその有する議決権の数が最も多い者となるためのものである場合には、この限りでない。

一　Ｒａｐｉｄｕｓ株式会社において、次のいずれかに掲げる経営上重大な懸念が生じていること。

イ　経営改善を講じた上でなお、今後の事業展開に深刻な問題が発生することにより短中期的に支払不能又は債務超過が発生する見通しが高いと認められること。

ロ　主要経営者が長期間にわたり職務遂行不能（病気による長期療養や不慮の事故等をいう。）であると認められること。

ハ　Ｒａｐｉｄｕｓ株式会社による粉飾決算、法令違反、重大な契約違反又は政府に対する虚偽報告の発覚

二　前号の経営上重大な懸念の改善について、機構とＲａｐｉｄｕｓ株式会社との間で協議を実施してもなお具体的な改善が見込まれないと認められること。

○気象庁告示第一号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十七日

気象庁長官　野村　竜一

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第26501号	電気式日射計の感部（デジタル型のもの）（全天）ＣＨＦ－ＳＲ300	東京都豊島区池袋四丁目２番11号	クリマテック株式会社	令和８年１月28日

その他告示

○農林水産省告示第百六十九号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年二月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Fragaria L.	SR18	手島靖仁 佐賀県唐津市半田3659	第31865号 令和７年12月９日
Gaura L.	パピヨンルージュ パリエガータ	株式会社松原園芸 群馬県伊勢崎市国定町一丁目277番地３	第37402号 令和７年12月９日
Helianthus L.	MYHEL037	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第37226号 令和７年12月３日
Hydrangea L.	LV2301	髙橋康弘 千葉県成田市前林1199番地	第37313号 令和７年12月17日
〃	MRS2302	〃	第37315号 令和７年12月17日
〃	YTF2303	〃	第37317号 令和７年12月17日

〃	ITs14-1	吉岡麗子 埼玉県深谷市武蔵野3153	第37406号 令和７年12月９日
〃	NCHA6	North Carolina State University 1021 Main Campus Drive, 2nd Floor, Raleigh, NC, 27606, USA	第37922号 令和７年12月９日
Lactuca sativa L.	MOONICE	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	第36920号 令和７年12月25日
Petunia Juss.	ヴァルゴ　ハーフル	松原肇 群馬県伊勢崎市国定町一丁目277番地３	第37893号 令和７年12月９日
Rosa L.	KORcut0660	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	第37994号 令和７年12月12日

○農林水産省告示第百七十号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年二月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Alstroemeria L.	Zalsacurs	Van Zanten Breeding B.V. Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands	第36730号 令和７年12月24日
〃	Zalsache	〃	第36733号 令和７年12月９日
Hydrangea L.	Hokomareda	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands Horteve Breeding B.V. Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands	第35100号 令和７年12月11日
〃	Hortmalegretto	〃	第35102号 令和７年12月11日
〃	HORE0046	Kwekerij Lendert de Vos B.V. Gouwedreef 1, 2811PX Reeuwijk, The Netherlands	第35277号 令和７年12月11日
〃	Hokolarma	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands Horteve Breeding B.V. Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands	第35571号 令和７年12月11日
〃	Kolmamarble	〃	第35587号 令和７年12月11日
Lachenalia Jacq. f. ex Murr.	Josephine	Agricultural Research Council 1134 Park Street, Hatfield, Pretoria, 0083, South Africa	第32274号 令和７年12月５日
〃	Cherise	〃	第32275号 令和７年12月５日
〃	Radient	〃	第32276号 令和７年12月５日
〃	Riana	〃	第32277号 令和７年12月５日

○農林水産省告示第百七十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年二月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Chrysanthemum L.	DLFABBE6	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第38277号 令和７年11月７日
〃	DLFPIZA2	〃	第38278号 令和７年11月７日
〃	DLFSHAB6	〃	第38279号 令和７年11月７日
〃	DLFBURA6	〃	第38280号 令和７年11月７日
〃	DLFBURA7	〃	第38281号 令和７年11月７日

Citrullus lanatus（Thunb.）Matsum. & Nakai	家家美（かかみ）２号（ごう）	Changji Yifeng Agricultural Technology Co., Ltd 1111, block L, harmony International Plaza, 199 Jianguo West Road, Changji City, Changji Hui Autonomous Prefecture, Xinjiang 831100, China	第38166号 令和７年８月24日
Clematis L.	藍姫（あいひめ）のイヤリング	大内広明 茨城県常陸太田市内田町3288―１	第38133号 令和７年８月６日
Dahlia Cav.	BALDADENAST	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第38245号 令和７年10月28日
〃	BALDATEQIM	〃	第38246号 令和７年10月28日
Eremophila R. Br.	コットンキャンディ	角田俊則 群馬県沼田市岡谷町387	第38097号 令和７年６月30日
Hydrangea L.	HOA-4	小内晶代 群馬県みどり市笠懸町鹿3739番地４	第38248号 令和７年10月29日
Lactuca sativa L.	PRESIDIO	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	第38226号 令和７年10月10日
Lavandula L.	LAVA01	Plantinova SL Rafael Martinez Valls, 16 08348 Cabrils, Barcelona, Spain	第38210号 令和７年９月29日
Limonium Mill.	MYLIM061	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第38284号 令和７年11月12日
Oryza sativa L.	みなもさやか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38275号 令和７年11月６日
Pentas Benth.	ルミエール　ラベンダー	落合正貴 埼玉県川越市下松原621―３ 落合敬一 埼玉県川越市下松原621―３	第38242号 令和７年10月24日
Rosa L.	SCH09660	Piet Schreurs Holding B.V. Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands	第38287号 令和７年11月12日
〃	SCH03161	〃	第38288号 令和７年11月12日
Sedum x rubrotinctum R. T. Clausen	ライムボール	田中健 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄212番地	第38114号 令和７年７月22日
Verbena L.	WIVBLUE25	WinGen, L.L.C. 6834 Old Lockhart Hwy, Mustang Ridge, Texas 78610, USA	第38187号 令和７年９月22日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Citrullus lanatus（Thunb.）Matsum. & Nakai	家家美（かかみ）２号（ごう）	Changji Yifeng Agricultural Technology Co., Ltd 1111, block L, harmony International Plaza, 199 Jianguo West Road, Changji City, Changji Hui Autonomous Prefecture, Xinjiang 831100, China	第38166号 令和７年８月24日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Eremophila R. Br.	コットンキャンディ	角田俊則 群馬県沼田市岡谷町387	第38097号 令和７年６月30日	〃	〃
Limonium Mill.	MYLIM061	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第38284号 令和７年11月12日	〃	〃
Oryza sativa L.	みなもさやか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38275号 令和７年11月６日	〃	〃

○関東地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第四百六十九号東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十五号線

三　事業施行期間　自平成二十五年十一月二十五日至令和十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年関東地方整備局告示第百六号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線

三　事業施行期間　自令和二年三月十日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第四百三十四号東京都市計画道路事業幹線街路放射第九号線

三　事業施行期間　自平成十一年三月十二日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第三百十二号府中都市計画道路事業三・二・二の二号東京八王子線及び国立都市計画道路事業三・三・二号東京八王子線

三　事業施行期間　自平成二十三年七月五日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第三百十八号府中都市計画道路事業三・四・五号新奥多摩街道線、国立都市計画道路事業三・四・五号立川青梅線及び府中都市計画道路事業三・二・二の二号東京八王子線

三　事業施行期間　自平成二十五年七月三日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年関東地方整備局告示第五十九号多摩都市計画道路事業三・一・六号南多摩尾根幹線

三　事業施行期間　自令和二年二月二十日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第四十三号多摩都市計画道路事業三・四・十二号読売ランド線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月二十六日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第三十四号東京都市計画道路事業補助線街路第四十六号線

三　事業施行期間　自平成二十七年二月六日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十三号線

三　事業施行期間　自令和八年二月十七日至令和二十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都北区中十条四丁目、十条仲原四丁目及び東十条六丁目地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

議員当選報告書受領

二月十四日高市内閣総理大臣から、二月八日執行の衆議院議員総選挙の結果、北海道選挙区選出議員伊東良孝外四百六十四名が当選した旨の報告書を受領した。

報告書受領

二月十日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和七年七月一日から令和八年一月三十一日までの間における同法の施行状況報告書

又二月十三日内閣から次の報告書を受領した。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく令和六年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく令和六年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

参議院

報告書受領

二月十三日内閣から、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく令和六年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく令和六年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理

国務大臣

赤間　二郎（あかま　じろう）

防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（二月十二日）

○外務大臣臨時代理

同

木原　稔

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（経済協力開発機構日本政府代表部在勤）特命全権大使　安藤　俊英

経済産業審議官　松尾　剛彦

第三十回国際エネルギー機関閣僚理事会日本政府代表を命ずる

期間は令和八年三月五日までとする（各通）（以上二月十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、セルビアの国祭日につき、二月十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、リトアニアの国家再建記念日につき、二月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

国営米沢平野緊急防災等工事計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の４第１項の規定に基づき、国営米沢平野土地改良事業につき緊急防災等工事計画を定めたので、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき公告し、当該緊急防災等工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災等工事計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この緊急防災等工事計画については、上記の審査請求のほか、この緊急防災等工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、緊急防災等工事計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年２月17日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営米沢平野事業防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）の写し

２　縦覧期間

令和８年２月17日から令和８年３月10日まで

３　縦覧場所

農林水産省東北農政局のウェブサイト

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第１号

近畿地方交通審議会から近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に近畿運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号540―8558大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号」あて提出されたい。

令和８年２月17日

近畿運輸局長　服部　真樹

近畿地方交通審議会の意見（要旨）

１．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「271,500円」を「282,500円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「255,050円」を「266,050円」に、はしけ長「271,500円」を「282,500円」に、部員「212,750円」を「223,750円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「203,450円」を「214,450円」に改正することが適当である。

２．近畿海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「264,800円」を「275,300円」に、部員「203,400円」を「213,400円」に改正することが適当である。

３．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「220,000円」を「231,000円」に改正することが適当である。

四国運輸局最低賃金公示第１号

四国地方交通審議会から四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国

運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760―0019香川県高松市サンポート３番33号」あて提出されたい。

令和８年２月17日

四国運輸局長　田村　顕洋

四国地方交通審議会の意見（要旨）

１．四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「270,000円」を「280,700円」に、ただし書の職員「253,450円」を「264,150円」に、はしけ長「270,000円」を「280,700円」に、部員「211,400円」を「222,100円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「202,000円」を「212,700円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．四国海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「263,450円」を「273,450円」に、部員「197,000円」を「209,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「199,800円」を「207,800円」に改正することが適当である。

４．四国漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「213,300円」を「224,000円」に、愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者の最低賃金額「205,800円」を「215,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

神戸運輸監理部最低賃金公示第１号

近畿地方交通審議会から神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）及び神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に神戸運輸監理部海事振興部船員労政課「郵便番号650―0042兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号」あて提出されたい。

令和８年２月17日

神戸運輸監理部長　峰本　健正

近畿地方交通審議会の意見（要旨）

１．神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「269,650円」を「280,650円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「253,200円」を「264,200円」に、はしけ長「269,650円」を「280,650円」に、部員「211,100円」を「222,100円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「201,800円」を「212,800円」に改正することが適当である。

２．神戸海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「264,800円」を「275,300円」に、部員「203,400円」を「213,400円」に改正することが適当である。

３．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「225,600円」を「236,600円」に改正することが適当である。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２号

静岡県榛原郡吉田町神戸3277番地の２
清算株式会社　株式会社フジタ
代表清算人　藤田　相司
１　決定年月日　令和８年２月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

静岡地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第８号

茨城県土浦市卸町２丁目13番３号
清算株式会社　日本サポートシステム株式会社
１　決定年月日　令和８年２月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

水戸地方裁判所土浦支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１４号

静岡県藤枝市高柳1627番地の１
清算株式会社　株式会社エムテック
代表清算人　水野　　進
１　決定年月日　令和８年２月２日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
　１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を、別紙の「基準債権額」の金額に応じて按分して弁済する。
　２　前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、各協定債権者の負担とする。
　３　協定債権者のうちしずおか焼津信用金庫及び静岡県信用保証協会は、第１項及び第２項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　４　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙の「基準債権額」の金額の割合に応じて弁済する。
　この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

静岡地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生手続廃止

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、四法人の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲、乙、丙及び丁それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和八年二月十七日

宮城県遠田郡美里町中埣字堅街道五番地一

（甲）農事組合法人中埣ファーム育み

理事　岡野　吉男

宮城県遠田郡美里町中高城字土手前三二番地一

（乙）農事組合法人タカギ農産

理事　日下　浩一

宮城県遠田郡美里町中埣字満海壇一二二番地

（丙）農事組合法人中田アグリ

理事　門間　哲雄

宮城県遠田郡美里町中埣字高畑一一四番地

（丁）農事組合法人サンファームあがと

理事　西郡　広之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.neoaldo.co.jp

令和八年二月十七日

東京都千代田区紀尾井町三番一二号

（甲）株式会社パピレス

代表取締役　松井　康子

東京都千代田区紀尾井町三番一二号

（乙）株式会社ネオアルド

代表取締役　福井　智樹

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項の規定により、乙は会社法第七八四条第一項の規定により、それぞれの株主総会の承認を得ないでこの合併を行います。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）令和七年六月二十三日付官報一〇一頁（号外第一三九号）

令和八年二月十七日

東京都千代田区神田練塀町三番地

（甲）東京センチュリー株式会社

代表取締役　藤原　弘治

東京都港区新橋五丁目一三番一号

（乙）エス・ディー・エル株式会社

代表取締役　松田　光生

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年一月二十二日に終了しております。

甲及び乙は共通の親会社の完全子会社同士ですので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）令和七年五月二十二日付官報八十頁（号外第一一二号）

（乙）令和七年六月二十五日付官報一〇三頁（号外第一四三号）

令和八年二月十七日

東京都千代田区神田松永町二〇番地

（甲）加賀デバイス株式会社

代表取締役　鈴木　克敏

東京都千代田区神田松永町二〇番地

（乙）株式会社エクセル

代表取締役　池田　光仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月二日
　掲載頁　一四五頁（号外第一五一号）
(乙)　掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月十八日
　掲載頁　一一三頁（号外第一六六号）

令和八年二月十七日

東京都台東区上野五丁目八番五号
(甲)　オート化学工業株式会社
代表取締役　大熊　千之
東京都台東区東上野三丁目一五番五号
(乙)　ダイアボンド工業株式会社
代表取締役　水野　良彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和八年二月十日
　掲載頁　二頁
(乙)　掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和八年二月十日
　掲載頁　三頁

令和八年二月十七日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号
(甲)　ＡＶＩＴＡ株式会社
代表取締役　石黒　浩
東京都千代田区九段南四丁目二番一〇号小林ビル
(乙)　株式会社エーラボ
代表取締役　三田　武志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

合併の効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　https://www.senkogrouphd.co.jp/
(乙)　https://www.senkogrouphd.co.jp/

令和八年二月十七日

東京都江東区潮見二丁目八番一〇号
(甲)　センコー商事株式会社
代表取締役　堤　秀樹
東京都江東区潮見二丁目八番一〇号
(乙)　株式会社SENKO International Trading
代表取締役　中嶋　康善

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)(乙)　ともに
　掲載　官報
　掲載の日付　令和八年二月九日
　掲載頁　五十八頁（号外第二十八号）

令和八年二月十七日

東京都中央区日本橋人形町一丁目六番一〇号
(甲)　株式会社ＭＯＮＯＢＡＴＯＮ
代表取締役　三谷　博己
東京都中央区日本橋人形町一丁目六番一〇号
(乙)　株式会社ケンツー
代表取締役　三谷　博己

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年三月二十四日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。
(乙)　掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年七月二十九日
　掲載頁　九十三頁（号外第一七二号）

令和八年二月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
(甲)　エムキャップ十七号株式会社
代表取締役　市原　康隆
東京都千代田区東神田二丁目五番一五号
(乙)　ジェイフィルム株式会社
代表取締役　髙岡　祐介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載　官報
　掲載の日付　令和八年二月九日
　掲載頁　五十八頁（号外第二十八号）
(乙)　掲載　官報
　掲載の日付　令和八年二月九日
　掲載頁　五十七頁（号外第二十八号）

令和八年二月十七日

東京都東村山市栄町二丁目二九番地六
(甲)　株式会社一休
代表取締役　金子　清範
東京都東村山市栄町二丁目三〇番地九
(乙)　株式会社アドバンス
代表取締役　金子　清範

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　http://www.mdenshi.jp/sta01/
(乙)　http://www.mdenshi.jp/rtd04/

令和八年二月十七日

静岡県静岡市駿河区小鹿三丁目一八番一号
(甲)　静菱テクニカ株式会社
代表取締役　山根　靖正
群馬県太田市岩松町八〇〇番地
(乙)　菱馬テクニカ株式会社
代表取締役　冨永　尚史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　https://www.hekishin.jp
(乙)　https://www.hekishin.jp

令和八年二月十七日

愛知県安城市今本町四丁目七番三号
(甲)　へきしん信用保証株式会社
代表取締役　富田　一守
愛知県安城市今本町四丁目七番三号
(乙)　へきしんリース株式会社
代表取締役　加藤　浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　https://www.senkogrouphd.co.jp/
(乙)　https://www.senkogrouphd.co.jp/

令和八年二月十七日

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号
(甲)　センコー株式会社
代表取締役　大越　昇
東京都江東区潮見二丁目八番一〇号
(乙)　株式会社ゼロブランズ
代表取締役　赤堀　裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　一九六頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月六日
掲載頁　一二六頁（号外第一二五号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　一七二頁（号外第一三三号）

令和八年二月十七日
大阪市北区与力町七番五号
（甲）福西電機株式会社
代表取締役　岩本　秀宣
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町四六番地の二
（乙）パナソニック電材京都株式会社
代表取締役　山田　純
奈良市大森西町一二番三号
（丙）中谷電気株式会社
代表取締役　伴野　圭司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のクラウド事業及び葬儀人材紹介事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月四日
掲載頁　二頁

令和八年二月十七日
東京都品川区東品川二―二―四
（甲）ＡｇｅＲｏｂｏｔｉｃｓ株式会社
代表取締役　白石　和也
東京都渋谷区渋谷二丁目三番五号ＣＯＥＲ
Ｕ渋谷二丁目三階　（乙）ＬＤＴ株式会社
代表取締役　白石　和也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の中学・高校向けの模擬試験・添削を中心とした学習サービスの提供、ならびに大学・企業向けの添削を中心とした学習サービスの提供にかかわる事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　九十三頁（号外第一六二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　九十三頁（号外第一六二号）

令和八年二月十七日
静岡県三島市文教町一丁目九番一一号
（甲）株式会社Ｚ会ソリューションズ
代表取締役　市原　朋来
静岡県三島市文教町一丁目九番一一号
（乙）株式会社Ｚ会
代表取締役　藤井　孝昭

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により株式会社ＰＬＡＮ・Ｄｏ・Ｓｅｅ　ＦＡＣＴＯＲＹ＆ＬＡＢＯ（甲、住所京都府久世郡久御山町下津屋北野四六番地二）に対して当社のすべての事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年三月五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載頁　六十六頁（号外第一二〇号）

令和八年二月十七日
大阪市中央区日本橋一丁目二一番二五号
株式会社ディ・ティ・ネクスト
代表取締役　南里　智昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＡＬＢＡ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日
千葉県白井市富塚六九〇―七
合同会社ＡＬＢＡ
代表社員　白幡　白

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日
東京都港区芝五丁目二四番七号
合同会社東京対馬商事
代表社員　小川　延貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日
東京都渋谷区東二―一五―二ｔｒｉａｓ２１４―五〇二　合同会社Ｒｅａｌｉｓｍａ
代表社員　髙橋　誠也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日
東京都中央区日本橋本町四―一―三室町Ｓ
Ｄビル三階
合同会社Ｏｎ　Ｂｅａｕｔｙ　Ｇｒｏｕｐ
代表社員　鹿野　正代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号はｓｕｎｅｎ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日
神奈川県横浜市保土ケ谷区峰岡町三丁目三八一番地二九
ｓｕｎｅｎ合同会社
代表社員　江川由紀子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＫＳコーポレーション株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月六日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日
兵庫県西宮市苦楽園一番町一一番八号
ＫＳコーポレーション合同会社
代表社員　倉智　治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日
兵庫県神戸市北区長尾町三一六九番地の一六
合同会社Ｎｏｒｋｓ
代表社員　白石　智哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社シフトキラフとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日
北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号ＡＩＭビル六Ｆ
合同会社シフトキラフ
代表社員　立本　孝則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月九日
掲載頁　二頁

令和八年二月十七日
東京都豊島区東池袋一丁目一八番一号
ＨａｒｅｚａＴｏｗｅｒ　エイトビット株式会社
代表取締役　深澤　弘樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四五九、三一六、八二七円減少し一千万円とすることにいたしました。

なお、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を一千万円といたします。

効力発生日は令和八年三月十九日であり、株主総会の決議は、令和八年三月十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年二月十七日

東京都新宿区西新宿三丁目七番一号

株式会社セキド

代表取締役　関戸　正実

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一七九頁（号外第一七五号）

令和八年二月十七日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社ジーエスエフ

代表取締役　岩東　光男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十七日

東京都港区麻布十番二丁目一九番一号

ｍａｋｉｍａｋｉ株式会社

代表取締役　榛葉　益英

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千九百九十九万九千七百三十円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　二十七頁

令和八年二月十七日

東京都千代田区神田神保町二丁目五番地

株式会社プラスメディ

代表取締役　永田　幹広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十七日

東京都千代田区九段北一丁目九番五号三〇八号室

有限会社大雄基業

代表取締役　稲垣　勝啓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年二月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十七日

横浜市神奈川区入江一丁目一二番一三号Ｂ二〇七

有限会社ケイ・スタッフサービス

代表取締役　野中　英喜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十八万五千六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://lexxpluss.com/

令和八年二月十七日

神奈川県川崎市川崎区駅前本町一二番一

株式会社ＬｅｘＰｌｕｓｓ

代表取締役　阿蘇　将也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の賃借対照表の開示状況は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十七日

福井県敦賀市中央町一丁目一三番四〇号中央ビル三階

福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社

代表取締役　来馬　克美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し三十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日

大阪市中央区船場中央一―三―二―一〇一

船場センタービル二号館一階

合同会社ｎａｊｉｍｉ

代表社員　谷口　和彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額一、七八六、三一七、四一四円の全額を減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　六十五頁（号外第二八六号）

令和八年二月十七日

東京都品川区西五反田二丁目二九番五号

株式会社ｉＣＡＲＥ

代表取締役　山田　洋太

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年二月一日とする株式交付により、資本準備金の額が三億九千百六十二万六千二百九十九円増加することを条件として、その全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した事業年度はありません。

令和八年二月十七日

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二

シスミックホールディングス株式会社

代表取締役　佐々木博史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億三千五百七十八万八千三百二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十七日

岐阜県高山市上野町一一九九番地の七二

ジープラスホールディングス株式会社

代表取締役　島田　成一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九百九十万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月八日

掲載頁　六十二頁（号外第二二五号）

令和八年二月十七日

大阪府吹田市清水二番一号

日本カノマックス株式会社

代表取締役　加野　稔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十七日

東京都墨田区押上一丁目一番二号

日光交通株式会社

取締役社長　渡辺　剛志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十七日

東京都羽村市神明台二丁目四番地三九

株式会社島田組

代表取締役　島田　昌典

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十七日

東京都豊島区北大塚二丁目一一番一四号四階

株式会社Ｔｏ　Ｔｈｅ　Ｎｅｘｔ

代表取締役　西出　康二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十七日

新潟県十日町市伊達甲一〇二一番地一

株式会社十日町カントリークラブ

代表取締役　髙橋　敏二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月五日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十七日

福井県坂井市春江町田端二字三四番地

北陸精染株式会社

代表取締役　田中　秀治

合併につき株券等提出公告

当社は、エムキャップ十七号株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所持する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出ください。

令和八年二月十七日

東京都千代田区東神田二丁目五番一五号

ジェイフィルム株式会社

代表取締役　髙岡　祐介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である織方励亥が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年二月十七日

東京都品川区東五反田一―四―九―六〇六

Ｗｉｌｌｅｄｅｒ　Ｉｎｃ.

日本における代表者　織方　励亥

債権申出の公告

当社は、平成二十三年七月五日付で破産手続終結決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和八年二月五日に横浜地方裁判所（令和七年（ヒ）第八十号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十七日

横浜市南区中村町二丁目一二七番地の二四号

株式会社富永工務店

清算人　土井川哲也

連絡先　横浜市中区相生町一―三モアグランド関内ビル五階横浜協和法律事務所

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億四千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年二月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＰＡＴＲＩＺＩＡ　ＭＦ４特定目的会社

取締役　髙山　知也

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年一月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十七日

福岡県北九州市八幡東区東田一丁目七番五号

株式会社有薗製作所確定給付企業年金

清算人　吉村　美裕

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和八年一月九日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことで厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは、本公告第一回掲載（令和八年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十七日

東京都中央区日本橋箱崎町三六番二号

サンテレホン株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

大澤　正康

正誤

ページ	段	行	誤	正
五三	一〇		改正前欄 搬送ケトル	改正後欄 搬送波がスペクトル



五五ページ改正後欄一二行目及び改正前欄九行目の次に次を加える。

		改正前欄	掃引周波数　０Ｈｚ
		改正後欄	分解能帯域幅　０Ｈｚ

五五ページ改正前欄測定系統図は次のとおりの誤り。

五七	二	改正前欄 終りから	試験周波数
		改正後欄	試験信号
七七	二	〃 終りから	(7)
八二	七	改正前欄 〃	(6)
〃	九		(7)

		改正前欄	搬送波周波数
		改正後欄	各試験信号
		〃	(8)
		改正前欄 〃	(7)